

各 位

東京都新宿区新宿二丁目1番11号  
株式会社アイフリークモバイル  
代表取締役社長 上原 彩美  
(コード番号：3845 東証スタンダード)  
問い合わせ先 管理部 長 三宅 公 崇  
E - m a i l [ir3845@i-freek.co.jp](mailto:ir3845@i-freek.co.jp)  
U R L <https://www.i-freek.co.jp/>

## 資本金及び資本準備金の額の減少

### 並びに定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月28日に開催予定の第22期定時株主総会に、下記のとおり「資本金及び資本準備金の額の減少の件」、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### I. 資本金及び資本準備金の額の減少について

##### 1. 資本金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行いたいと存じます。なお、これにより減少する資本金及び資本準備金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されます。

##### 2. 資本金の額の減少の内容

当社の資本金の額 35,550,000 円のうち 25,550,000 円を減少して、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を 10,000,000 円といたしたいと存じます。

ただし、当社が発行している新株予約権が資本金の額の減少の効力発生予定日までに行使された場合には、減少後の資本金の額は変動する可能性があります。

##### 3. 資本準備金の額の減少の内容

当社の資本準備金の額 25,550,000 円のうち、25,550,000 円を減少して、その他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を 0 円といたしたいと存じます。

ただし、当社が発行している新株予約権が資本準備金の額の減少の効力発生予定日までに行使された場合には、減少後の資本準備金の額は変動する可能性があります。

##### 4. 日程

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| (1) 取締役会決議日       | 2022年5月25日 |
| (2) 債権者異議申述公告予定日  | 2022年5月26日 |
| (3) 債権者異議申述最終予定期日 | 2022年6月27日 |
| (4) 株主総会決議予定日     | 2022年6月28日 |
| (5) 効力発生予定日       | 2022年7月1日  |

## II. 定款一部変更について

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>第1条 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催予定日 | 2022年6月28日 |
| (2) 定款変更の効力発生予定日      | 2022年6月28日 |

### III. 今後の見通し

本件資本金及び資本準備金の額の減少は、「純資産の部」における科目間の振替処理であり、当社の純資産の額に変動はなく、業績に与える影響はありません。

上記ⅠⅡの内容につきましては、いずれも2022年6月28日開催予定の当社第22期定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

以上